

令和7年11月市議会定例会 環境経済委員会資料

所管事項調査

使用料に係る附属設備使用料及び減免等の取扱いについて

【目 次】	ページ
1 附属設備使用料の統一的な整理	2 ~ 5
2 附属設備使用料の減免	6 ~ 8
3 減免の統一的な整理	9 ~ 42
4 周知に関する今後のスケジュール	43 ~ 45

【別 冊】 減免一覧

【参考資料】 使用料・手数料の算定方針

財務部
各所管部局
令和7年11月

1 附属設備使用料の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ア 同種同規模の設備

附属設備の使用によって使用者が受ける便益は、同種同規模の設備であれば、施設によらず同一であることから、**附属設備使用料を原則統一**する。

イ 施設毎に異なる設備

スポーツ活動や文化活動等に使用する放送設備、舞台装置及び照明器具など、同種の設備であっても、施設によって規模や機能が異なるものについては、コストが異なるので、**施設毎の附属設備に応じた附属設備使用料を設定**する。

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

ア 附属設備使用料を統一する主なもの

(ア) 複写機使用料

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ ふれあいセンター ▪ 図書館	▪ 白 黒 : 10円 ▪ カラー : 50円	▪ 白 黒 : 10円 ▪ カラー : 50円	不特定多数の利用者が使用するものであり、どの場所でも受ける便益は同一であることから、統一料金とすることとし、長崎市情報公開条例施行規則の写しの交付手数料の再算定結果と同額とする。

(イ) 机・椅子

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 総合プール	▪ 机 : 20円 ▪ 椅子 : 10円	廃止	附属設備に係るコストは、施設使用料の算定コストに包含するため。
▪ 深堀体育館	▪ 長机 : 83円 ▪ 椅子 : 20円	廃止	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

イ 附属設備使用料を統一しない主なもの

(ア) 複写機使用料

施設名	金額		理 由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 市民活動センター	<p>【A4】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 1.68円▪ カラー : 6.36円 <p>【A3】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 2.59円▪ カラー : 7.28円	<p>【A3以下】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 5円▪ カラー : 10円	特定の利用者が使用するものであることから、使用料は統一せず、利用者の実費負担相当額とする考え方のもと、独自料金を設定する。

(イ) 机・椅子

施設名	金額		理 由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 市民会館	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 125円▪ 補助椅子 : 31円	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 60円▪ 椅 子 : 20円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
▪ 原爆資料館 (ホール)	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 125円▪ 椅 子 : 31円	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 100円▪ 椅 子 : 30円	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

イ 附属設備使用料を統一しない主なもの

(ウ) 放送設備（音響拡声装置）

施設名	金額		理由
	現行（～R8.3.31）	改定案（R8.4.1～）	
ブリックホール	4,190円	6,950円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
市民会館 (文化ホール)	3,237円	2,810円	
原爆資料館 (ホール)	3,876円	3,870円	

(エ) 照明器具（スポットライト）

施設名	金額		理由
	現行（～R8.3.31）	改定案（R8.4.1～）	
ブリックホール (1.5kw)	523円	520円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
市民体育館 (1.0kw)	429円	280円	
原爆資料館（ホール） (0.5kw)	314円	320円	

2 附属設備使用料の減免

(1) 基本的な考え方

原則減免しない。

ただし、次の場合は減免可能とする。

減免対象	減免の対象となる附属設備	減免率
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	全ての附属設備 ※貨幣を直接投入して使用する附属設備（コインロッカーなど）を除く。	100%
(イ) その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定めるもの	市長が別に定める額

2 附属設備使用料の減免

(2) 改定案

ア 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき

施設カテゴリー	施設名
文化財	▪ グラバー園 ▪ 旧香港上海銀行長崎支店記念館 ▪ 出島 ▪ 心田庵
レクリエーション施設	▪ 体験の森 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設 ▪ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）
スポーツ施設	▪ 市民体育館 ▪ 市民総合プール ▪ 都市公園（7施設）
博物館	▪ 科学館
ホール型施設	▪ 市民生活プラザ ▪ 市民会館（文化ホール） ▪ 野外ステージ（稻佐山公園）
コミュニティ活動施設	▪ ふれあいセンター（31施設） ▪ 錢座地区コミュニティセンター ▪ 公民館（16施設） ▪ 文化センター（3施設） ▪ 市民センター（5施設） ▪ 農業活性化センター（2施設）
自主学習・研修施設	▪ 三和少年交流センター（元宮公園）
図書館	▪ 図書館

2 附属設備使用料の減免

(2) 改定案

イ その他市長が特に必要と認めるとき

施設 カテゴリー	施設名	減免の対象 となる附属設備	減免率	減免内容
ホール型施設	ブリックホール	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市 (芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事)■ 本市の機関 (芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事)
	チトセピアホール	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市 (文化活動の振興に資する行事)■ 本市の機関 (文化活動の振興に資する行事)
	平和会館 (平和公園)	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市(平和事業等)■ 学校【市外含む】 (被爆体験講話)■ 長崎平和推進協会主催事業 (平和事業)
	原爆資料館 (ホール)	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市(平和事業等)■ 学校【市外含む】 (被爆体験講話)■ 長崎平和推進協会主催事業 (平和事業)
	出島メッセ長崎	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市及び本市の機関が主催する市長が別に定める行 事に利用するとき<ul style="list-style-type: none">・市制施行記念式典・長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典・成人式■ MICEアンバサダー会議■ 出島メッセ運営センターとの協議

3 減免の統一的な整理

（1）基本的な考え方

ア 減免の適用

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**である。このため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

イ 減免の内容と実施施設の統一

減免は、「**市が推進する施策**に貢献できる公益性が認められる『**合理的な理由**』がある場合」のみ実施することから、原則、実施する減免は同一カテゴリー内で統一する。

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ウ 合理的な理由

項目	減免率
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合	
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	100%
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(ア) 特定の者が施設を利用する場合	
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	本市に在住する者 100% 本市に在住する者以外の者 50% ※駐車場は50%減免に統一
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合	
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	コミュニティ活動施設 100%
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき (イ- (イ) - a を除く。)	その他 50%

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ウ 合理的な理由

項目	減免率
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合	
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	100%
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	コミュニケーション活動施設 100%
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	その他 50%
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
g 本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
(ウ) その他	
市長が特に必要と認めるとき	100% or 50%

※営利目的等で利用する場合は減免できない。

3 減免の統一的な整理

(2) 施設一覧【環境経済委員会所管】

施設カテゴリー	施設名
文化財	■ グラバー園 ■ 出島 ■ 旧香港上海銀行長崎支店記念館 ■ 中の茶屋 ■ 心田庵 ■ 旧長崎英國領事館 ■ 東山手地区町並み保存センター ■ 南山手地区町並み保存センター ■ ド・ロ・神父記念館 ■ 南山手レストハウス ■ 伊王島灯台記念館
観光施設	■ ロープウェイ ■ 亀山社中記念館 ■ 端島見学施設 ■ 軍艦島資料館 ■ 池島炭鉱体験施設 ■ ペンギン水族館 ■ ペンギン水族館駐車場
レクリエーション施設	■ 体験の森 ■ 野母崎高浜海岸交流施設 ■ 野母崎高浜海岸交流施設駐車場 ■ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）
農林業振興施設	■ 植木センター
博物館	■ 外海歴史民俗資料館 ■ 野口彌太郎記念美術館 ■ シーボルト記念館 ■ サント・ドミニゴ教会跡資料館 ■ 長崎（小島）養生所跡資料館 ■ 歴史民俗資料館 ■ 高島石炭資料館
ホール型施設	■ 出島メッセ長崎 ■ 出島メッセ長崎駐車場 ■ 市民生活プラザ

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 文化財（貸館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター	<ul style="list-style-type: none">■ 文化財（入館施設）■ 観光施設（入館施設） <p>（理由） 業務上入館する場合は、施設の維持管理等を行うものであり、施設を使用するものではないことから、減免ではなく無料とするため。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・出島 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ・中の茶屋 ・心田庵 ・ド・ロ・神父記念館 ・旧長崎英國領事館 ▪ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ ・亀山社中記念館 ・端島見学施設 ・軍艦島資料館 ・池島炭鉱体験施設 ・ペンギン水族館 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 文化財（貸館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ・中の茶屋・心田庵 ・南山手地区町並み保存センター ・東山手地区町並み保存センター (理由) 貸出スペース毎で使用する貸館施設であることから、個人の特性に応じた減免はしないため。 ※以下「貸館施設であるため。」という。
	市内 50% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ペンギン水族館駐車場 	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財(入館施設)<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・出島・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・ド・ロ・神父記念館・旧長崎英國領事館▪ 観光施設<ul style="list-style-type: none">・ロープウェイ・亀山社中記念館・端島見学施設・軍艦島資料館・池島炭鉱体験施設・ペンギン水族館	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財(貸館施設)<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター(理由) 貸館施設であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	100%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・出島 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ・中の茶屋 ・心田庵 ・ド・ロ・神父記念館 ・旧長崎英國領事館 ■ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ ・亀山社中記念館 ・端島見学施設 ・池島炭鉱体験施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財（貸館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ・中の茶屋 ・心田庵 ・南山手地区町並み保存センター ・東山手地区町並み保存センター （理由） 貸館施設であるため。
教育旅行の下見を行う学校関係者	100%		
当該施設の報道のため入場する者	100%		
来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%		
調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	100%		<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・軍艦島資料館 ・ペンギン水族館 （理由） 観覧料徴収施設であり、観覧を目的としない場合は使用料が発生しないため。 ・ペンギン水族館駐車場 （理由） 駐車場を対象とした減免ではないため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財（入館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・出島・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・ド・ロ神父記念館・旧長崎英國領事館▪ 観光施設<ul style="list-style-type: none">・ロープウェイ・亀山社中記念館・端島見学施設・軍艦島資料館・池島炭鉱体験施設・ペンギン水族館	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財（貸館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター(理由) 貸館施設であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・出島 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ・中の茶屋 ・心田庵 ・ド・ロ神父記念館 ・旧長崎英國領事館 ▪ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ ・亀山社中記念館 ・軍艦島資料館 ・ペンギン水族館 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 端島見学施設 ▪ 池島炭鉱体験施設 <p>（理由） 個別にガイドがいるため。</p>
さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 文化財（貸館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ・中の茶屋 ・心田庵 ・南山手地区町並み保存センター ・東山手地区町並み保存センター 	<p>（理由） 貸館施設であるため。</p>
高知市立龍馬の生まれたまち記念館の観覧券の半券を窓口に提示した者	50%	亀山社中記念館	<ul style="list-style-type: none"> ▪ その他の文化財・観光施設 <p>（理由） 施設固有の減免であるため。</p>
高知県立坂本龍馬記念館の入館券の半券を窓口に提示した者	20%		
外海歴史民俗資料館又はド・ロ神父記念館のいずれかが展示工事等館内整備のため臨時休館を行う期間の入館者	50%	ド・ロ神父記念館	

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	100%	<ul style="list-style-type: none">文化財（入館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・旧香港上海銀行長崎支店記念館・旧長崎英國領事館	<ul style="list-style-type: none">・その他の文化財・観光施設（理由） 施設固有の減免であるため。
旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会、東山手地区町並み保存会、南山手地区町並み保存会が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合	100%	<ul style="list-style-type: none">文化財（貸館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・旧香港上海銀行長崎支店記念館・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター	<ul style="list-style-type: none">・その他の文化財・観光施設（理由） 施設固有の減免であるため。
長崎出島ロータリークラブが、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	100%	<ul style="list-style-type: none">出島	<ul style="list-style-type: none">・その他の文化財・観光施設（理由） 施設固有の減免であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（留学資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財（入館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・出島・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・ド・ロ神父記念館・旧長崎英國領事館▪ 観光施設<ul style="list-style-type: none">・ロープウェイ・亀山社中記念館・端島見学施設・軍艦島資料館・池島炭鉱体験施設・ペンギン水族館▪ 観光施設（公園施設）<ul style="list-style-type: none">・長崎稻佐山ロープカー	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財（貸館施設）<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター(理由) 貸館施設であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	指定管理者が定める額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・出島 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ■ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ ・軍艦島資料館 ・池島炭鉱体験施設 ・ペンギン水族館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・中の茶屋 ・心田庵 ・ド・口神父記念館 ・旧長崎英國領事館 ■ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・亀山社中記念館 ・端島見学施設 <p>（理由）指定管理者制度導入施設ではないため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ペンギン水族館駐車場 <p>（理由）駐車場を対象とした減免ではないため。</p>
市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・中の茶屋 ・心田庵 ・ド・口神父記念館 ・旧長崎英國領事館 ■ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・亀山社中記念館 ・端島見学施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財（入館施設） <ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園 ・出島 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館 ■ 観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ ・軍艦島資料館 ・池島炭鉱体験施設 <p>（理由）直営施設ではないため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ペンギン水族館駐車場 <p>（理由）駐車場を対象とした減免ではないため。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財<ul style="list-style-type: none">・出島・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・ド・ロ神父記念館・旧長崎英國領事館・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター・南山手レストハウス・伊王島灯台記念館▪ 観光施設<ul style="list-style-type: none">・亀山社中記念館	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財<ul style="list-style-type: none">・グラバー園▪ 観光施設<ul style="list-style-type: none">・ロープウェイ・端島見学施設・軍艦島資料館・池島炭鉱体験施設・ペンギン水族館(駐車場含む) (理由) 模写等使用料を設定していない施設であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車	100%	■ ペンギン水族館駐車場 ※他の施設駐車場と同様	■ 他の文化財・観光施設 (理 由) 本減免項目は駐車場の使用料に適用するため。
駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車	100%		
駐車場の運営又は施設及び設備の維持管理のために駐車する自動車	100%		
本市又は本市の機関の職員が公務を行うために使用する自動車	100%		
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車	100%		
国、他の地方公共団体において、本市と協議等のために使用する自動車を駐車させた者	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 文化財・観光施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">▪ 文化財<ul style="list-style-type: none">・グラバー園・出島・旧香港上海銀行長崎支店記念館・中の茶屋・心田庵・ド・ロ神父記念館・旧長崎英國領事館・南山手地区町並み保存センター・東山手地区町並み保存センター▪ 観光施設<ul style="list-style-type: none">・ロープウェイ・亀山社中記念館・端島見学施設・軍艦島資料館・池島炭鉱体験施設・ペンギン水族館（駐車場含む）	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ レクリエーション施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">体験の森野母崎高浜海岸交流施設高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）	<ul style="list-style-type: none">野母崎高浜海岸交流施設駐車場 <p>（理由） 駐車場を対象とした減免ではないため。</p>
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none">野母崎高浜海岸交流施設(夏期)高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）	<ul style="list-style-type: none">体験の森 <p>（理由） 貸館施設であるため。</p>
	市内 50% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none">野母崎高浜海岸交流施設駐車場	

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ レクリエーション施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	50%	▪ 体験の森 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設 (夏期以外)	▪ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場） (理 由) 個人単位で使用する入館施設であることから、団体の特性に応じた減免はしないため。
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%		▪ 野母崎高浜海岸交流施設駐車場 (理 由) 駐車場を対象とした減免ではないため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ レクリエーション施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	▪ 体験の森 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設 ▪ 高島ふれあい海岸(飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場)	▪ 野母崎高浜海岸交流施設駐車場 (理由) 駐車場を対象とした減免ではないため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ レクリエーション施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">■ 体験の森■ 野母崎高浜海岸交流施設（夏期以外）	<ul style="list-style-type: none">■ 野母崎高浜海岸交流施設駐車場 <p>（理由） 駐車場を対象とした減免ではないため。</p>
(方針を類推) d 本市に所在する社会教育関係団体（子ども会など子どもが主体となって活動する団体に限る。）がその目的達成のために施設を利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">■ 野母崎高浜海岸交流施設（夏期）■ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）	

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ レクリエーション施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車	100%	▪ 野母崎高浜海岸交流施設駐車場 ※他の施設駐車場と同様	▪ 体験の森 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設 ▪ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場） (理由) 本減免項目は駐車場の使用料に適用するため。
駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車	100%		
駐車場の運営又は施設及び設備の維持管理のために駐車する自動車	100%		
本市又は本市の機関の職員が公務を行うために使用する自動車	100%		
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車	100%		
国、他の地方公共団体において、本市と協議等のために使用する自動車を駐車させた者	100%		
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	▪ 体験の森 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設駐車場 ▪ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ 農林業振興施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	▪ 植木センター	なし
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 市内の心身障害者団体、その育成団体又は社会福祉事業を行う団体が福祉事業で施設を利用するとき	50%	▪ 植木センター	なし
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ 農林業振興施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	100%	▪ 植木センター	なし
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%		
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	▪ 植木センター	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 ホール型施設（交流拠点施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(方針を類推) (ア) 本市及び本市の機関が主催する市長が別に定める行事に利用するとき ・市制施行記念式典 ・長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典 ・成人式	100%	▪ 出島メッセ長崎	▪ 出島メッセ長崎駐車場 (理由) ホールの減免であるため。
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事の開催及び運営に当たり必要と認められる場合に自動車を駐車させたとき	100%	▪ 出島メッセ長崎駐車場	▪ 出島メッセ長崎 (理由) 駐車場の減免であるため。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 50% 市外 50%	▪ 出島メッセ長崎駐車場	▪ 出島メッセ長崎 (理由) 駐車場の減免であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 ホール型施設（交流拠点施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
MICEアンバサダー会議	100%	▪出島メッセ長崎	▪出島メッセ長崎駐車場 (理 由) ホールの減免であるため。
出島メッセ運営センターとの協議	100%		
道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車	100%	▪出島メッセ長崎駐車場 ※他の駐車場と同様	▪出島メッセ長崎 (理 由) 駐車場の減免であるため。
本市又は本市の機関の職員が公務を行うために自動車を駐車せるとき（長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る公務に限る）	100%		
メッセの運営又は施設及び設備の維持管理の為に利用するとき	100%	▪出島メッセ長崎駐車場	
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	▪出島メッセ長崎 ▪出島メッセ長崎駐車場	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※市民会館（文化ホール） 野外ステージ（稲佐山公園） と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ブリックホール チトセピアホール (理 由) 文化の振興に特化した独自の減免規定を設けるため。 平和会館（平和公園） (理 由) 平和の推進に特化した独自の減免規定を設けるため。 (以下、「独自の減免規定を設けるため。」という。)。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※他のホール型施設と同様 	なし
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※市民会館（文化ホール） 野外ステージ（稲佐山公園） と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ブリックホール チトセピアホール 平和会館（平和公園） (理 由) 独自の減免規定を設けるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	▪ 市民生活プラザ ※市民会館(文化ホール) 野外ステージ(稻佐山公園) と同様	▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール ※内容は同一であるが、減免率が異なる(50%)。 (理由) 本市や本市の機関が施設の設置目的(ブリックホール:芸術文化の振興又は国際交流の推進、チトセピアホール:文化活動の振興)に資する場合については、減免100%とするが、それ以外の減免率は50%と整理したため(その他市長が特に必要と認めるときを除く)。 ▪ 平和会館(平和公園) (理由) 独自の減免規定を設けるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※他のホール型施設と同様 	なし
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※市民会館（文化ホール） 野外ステージ（稻佐山公園） と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ブリックホール チトセピアホール 平和会館（平和公園） <p>（理由） 独自の減免規定を設けるため。</p>
(方針を類推) f 本市に登録する市民文化団体が、公益性が認められる活動で利用するとき。	50%	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※他のホール型施設と同様 	なし
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活プラザ ※他のホール型施設と同様 	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	▪ 外海歴史民俗資料館 ▪ 野口彌太郎記念美術館 ▪ シーボルト記念館 ※他の博物館と同様	なし
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	▪ 外海歴史民俗資料館 ▪ 野口彌太郎記念美術館 ▪ シーボルト記念館 ※他の博物館と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	100%	▪ 外海歴史民俗資料館 ▪ 野口彌太郎記念美術館 ▪ シーボルト記念館	▪ 科学館 ▪ 恐竜博物館 ▪ 遠藤周作文学館 (理 由) 観覧料徴収施設であり、観覧を目的としない場合は使用料が発生しないため。
教育旅行の下見を行う学校関係者	100%		
当該施設の報道のため入場する者	100%		
来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%		
調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館野口彌太郎記念美術館シーボルト記念館 <p>※他の博物館と同様 (科学館・恐竜博物館を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none">科学館恐竜博物館 <p>(理 由)</p> <p>教育的性格が強いことから、観光施策としての減免は実施しないこととしているため。</p>
さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館野口彌太郎記念美術館シーボルト記念館 <p>※他の博物館と同様 (科学館を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none">科学館 <p>(理 由)</p> <p>恐竜博物館について、恐竜に特化した博物館は、全国的に数が少ないため、県外に情報発信することで、一定県外からの集客が見込まれることから、減免することとする。</p> <p>科学館については、主な利用者が市内近郊に住む方であることから、実施しない。</p>
長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	100%	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館野口彌太郎記念美術館シーボルト記念館 <p>※他の博物館と同様 (科学館を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none">科学館 <p>(理 由)</p> <p>恐竜博物館について、恐竜に特化した博物館は、全国的に数が少ないため、県外に情報発信することで、一定県外からの集客が見込まれることから、減免することとする。</p> <p>科学館については、主な利用者が市内近郊に住む方であることから、実施しない。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（留学資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	100%	▪ 外海歴史民俗資料館 ▪ 野口彌太郎記念美術館 ▪ シーボルト記念館 ※他の博物館と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
外海歴史民俗資料館又はド・ロ神父記念館のいずれかが展示工事等館内整備のため臨時休館を行う期間の入館者	50%	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館	<ul style="list-style-type: none">他の博物館 (理 由) 施設固有の減免であるため。
施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館野口彌太郎記念美術館シーボルト記念館 <p>【入館料無料施設のうち、模写等使用料がある施設】</p> <ul style="list-style-type: none">歴史民俗資料館サント・ドミニゴ教会跡資料館長崎（小島）養生所跡資料館高島石炭資料館 <p>※遠藤周作文学館と同様。</p>	<ul style="list-style-type: none">科学館恐竜博物館 (理 由) 模写等使用料が設定されていないため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 博物館

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館野口彌太郎記念美術館シーボルト記念館※他の博物館と同様 (科学館・恐竜博物館を除く)	<ul style="list-style-type: none">科学館恐竜博物館 <p>(理由) 直営施設ではないため。</p>
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">外海歴史民俗資料館野口彌太郎記念美術館シーボルト記念館※他の博物館と同様 <p>【入館料無料施設のうち、模写等使用料がある施設】</p> <ul style="list-style-type: none">歴史民俗資料館サント・ドミニゴ教会跡資料館長崎（小島）養生所跡資料館高島石炭資料館	なし

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(1) 全体イメージ

準備

指定管理者

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財政課	▪ 全体の考え方 ▪ 改定額一覧	HP		周知 【条例改正内容】	使用料・手数料の関連予算・減免等の報告（11月議会）	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	周知（使用料・減免など）	
	▪ 全体の考え方	広報ながさき		配布 【HPへ誘導】			配布	
		SNS		周知 【HPへ誘導】			周知（使用料・減免など）	
施設所管課	▪ 施設使用料の改定額	テレビ(youtube)		検討	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	導入施設の利用料金確定期限	周知（使用料・減免など）	
		施設での周知					周知（使用料・減免など）	
		SNS					周知（使用料・減免など）	
		施設HP					周知（使用料・減免など）	
	指定管理者		利用料金検討・確定				周知（使用料・減免など）	

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(2) 運営形態別

準備

指定管理者

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
直営施設	施設使用料の改定額	各施設のH.P			使用料・手数料の関連予算・減免等の報告（11月議会）	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	周知（使用料・減免など）	
		SNS					周知（使用料・減免など）	
		施設での周知					周知（使用料・減免など）	
		関係団体					必要に応じて情報共有・協議	
指定管理者導入施設	施設利用料金の改定額	利用料金の決定	利用料金検討・確定		利用料金確定期限	周知期間は最低3か月を確保		
		各施設のH.P					周知（利用料金・減免など）	
		SNS					周知（利用料金・減免など）	
		施設での周知					周知（利用料金・減免など）	
		関係団体					必要に応じて情報共有・協議	

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(3) 手数料の周知

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手数料 関係課	手数料の 改定額	H P				周知（手数料）		
		窓口での 周 知				周知（手数料）		
		関係団体				必要に応じて情報共有・協議		

使用料
・
(11月
議会)
手数料の関連予算